

臨時報告書

東京電力ホールディングス株式会社

E 0 4 4 9 8

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した臨時報告書のデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年7月7日
【会社名】	東京電力ホールディングス株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 小早川 智明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室 財務業務グループマネージャー 上本 昌子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室 財務業務グループマネージャー 上本 昌子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2023年6月28日開催の当社第99回定時株主総会において決議事項が決議されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月28日

(2) 決議事項の内容

＜会社提案（第1号議案）＞

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役として、小林喜光氏、大八木成男氏、大西正一郎氏、新川麻氏、大川順子氏、永田高士氏、小早川智明氏、山口裕之氏、酒井大輔氏、児島力氏、福田俊彦氏、吉野栄洋氏及び守谷誠二氏を選任すること

＜株主（2名）からのご提案（第2号議案）＞

第2号議案 定款一部変更の件(1)

第2号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所1号機を直ちに再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

＜株主（219名）からのご提案（第3号議案から第11号議案まで）＞

第3号議案 定款一部変更の件(2)

第3号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所2号機を直ちに再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第4号議案 定款一部変更の件(3)

第4号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所3号機を直ちに再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第5号議案 定款一部変更の件(4)

(原案)

以下の章を新設する。

第△章 福島第一原子力発電所の汚染水対策

第×条 本会社は、福島第一原子力発電所から発生する液体放射性廃棄物である多核種除去設備等処理水（以下、「ALPS処理水」という）の海洋放出をしない。

第×条 ALPS処理水は放射性物質閉じ込めの原則に従い、地上での保管管理とする。

第×条 タンク貯留の汚染水すべてを定期的に測定し、データを公開する。

第5号議案に対する修正動議(1)

(修正案)

以下の章を新設する。

第△章 福島第一原子力発電所の汚染水対策

第×条 本会社は、福島第一原子力発電所から発生する液体放射性廃棄物である多核種除去設備等処理水（以下、「ALPS処理水」という）の海洋放出をしない。

第×条 ALPS処理水は放射性物質閉じ込めの原則に従い、地上での保管管理とする。

第×条 タンク貯留の汚染水すべてを定期的に測定し、データを公開する。

第×条 廃炉等積立金を汚染水の処理に使用しない。

第5号議案に対する修正動議(2)

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所4号機を直ちに再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第6号議案 定款一部変更の件(5)

第6号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所5号機を直ちに再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第7号議案 定款一部変更の件(6)

第7号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所6号機を直ちに再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第8号議案 定款一部変更の件(7)

第8号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所7号機を直ちに再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第9号議案 定款一部変更の件(8)

第9号議案に対する修正動議

株主より、原案を、東通原子力発電所を早期に建設し発電を開始するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第10号議案 定款一部変更の件(9)

第10号議案に対する修正動議

株主より、原案を、北海道電力株式会社が保有する原子力発電所の再稼働を支援するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第11号議案 定款一部変更の件(10)

第11号議案に対する修正動議

株主より、原案を、東北電力株式会社が保有する原子力発電所の再稼働を最大限に支援するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

決議事項			賛成 (割合)	反対 (割合)	棄権	決議 結果
会社 提案	第 1 号議案	小林 喜光	22,358,837個 (85.95%)	3,627,482個 (13.94%)	6個	可決
		大八木 成男	24,707,127個 (94.97%)	1,279,202個 (4.92%)	6個	可決
		大西 正一郎	24,703,967個 (94.96%)	1,282,362個 (4.93%)	6個	可決
		新川 麻	23,896,864個 (91.86%)	2,089,465個 (8.03%)	6個	可決
		大川 順子	24,804,080個 (95.35%)	1,182,250個 (4.54%)	6個	可決
		永田 高士	24,809,198個 (95.37%)	1,177,132個 (4.52%)	6個	可決
		小早川 智明	22,924,972個 (88.12%)	3,061,351個 (11.77%)	6個	可決
		山口 裕之	24,175,688個 (92.93%)	1,810,640個 (6.96%)	6個	可決
		酒井 大輔	24,565,514個 (94.43%)	1,420,814個 (5.46%)	6個	可決
		児島 力	24,734,490個 (95.08%)	1,251,838個 (4.81%)	6個	可決
		福田 俊彦	24,730,800個 (95.06%)	1,255,528個 (4.83%)	6個	可決
		吉野 栄洋	24,638,830個 (94.71%)	1,347,497個 (5.18%)	6個	可決
		守谷 誠二	24,513,577個 (94.23%)	1,472,748個 (5.66%)	6個	可決
株主 提案	第 2 号議案		2,566,127個 (9.86%)	23,411,799個 (89.99%)	7,738個	否決
	第 3 号議案		473,103個 (1.82%)	25,456,889個 (97.86%)	55,663個	否決
	第 4 号議案		485,582個 (1.87%)	25,444,800個 (97.81%)	55,663個	否決
	第 5 号議案		598,088個 (2.30%)	25,357,789個 (97.47%)	30,135個	否決
	第 6 号議案		547,252個 (2.10%)	25,431,373個 (97.76%)	7,736個	否決
	第 7 号議案		459,039個 (1.76%)	25,471,338個 (97.91%)	55,663個	否決
	第 8 号議案		476,900個 (1.83%)	25,504,288個 (98.04%)	5,094個	否決
	第 9 号議案		3,433,213個 (13.20%)	22,552,428個 (86.69%)	550個	否決
	第10号議案		479,356個 (1.84%)	25,506,261個 (98.05%)	551個	否決
	第11号議案		446,868個 (1.72%)	25,512,935個 (98.07%)	26,078個	否決

決議事項	賛成 (割合)	反対 (割合)	棄権	決議 結果
第2号議案の修正動議	—	19,359,608個 (74.42%)	6,626,056個	否決
第3号議案の修正動議	—	17,266,584個 (66.37%)	8,719,071個	否決
第4号議案の修正動議	—	17,279,063個 (66.42%)	8,706,982個	否決
第5号議案の修正動議(1)	—	16,793,481個 (64.55%)	9,192,531個	否決
第5号議案の修正動議(2)	—	17,391,569個 (66.85%)	8,594,443個	否決
第6号議案の修正動議	—	17,340,733個 (66.66%)	8,645,628個	否決
第7号議案の修正動議	—	17,252,520個 (66.32%)	8,733,520個	否決
第8号議案の修正動議	—	17,270,381個 (66.39%)	8,715,901個	否決
第9号議案の修正動議	—	20,226,694個 (77.75%)	5,759,497個	否決
第10号議案の修正動議	—	17,272,837個 (66.40%)	8,713,331個	否決
第11号議案の修正動議	—	17,240,349個 (66.27%)	8,745,532個	否決

(注) ① 決議事項が可決されるための要件

イ. 第1号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、賛成の議決権の数が出席した株主の議決権の数の過半数であること

ロ. 第2号議案から第11号議案まで

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、賛成の議決権の数が出席した株主の議決権の数の3分の2以上であること

- ② 本総会において、議決権を行使することができる株主の数及びその議決権の数は、それぞれ425,005名及び31,940,295個であり、出席した株主の数及びその議決権の数は、それぞれ91,792名及び26,014,757個～26,014,771個である。

※出席した株主の議決権の数には、無効となった議決権の数を含む。

- ③ 本総会前日までに行使された株主の議決権の数及び当日に出席した株主のうち決議事項についての賛成及び反対を確認することができた株主の議決権の数の合計により、決議事項の可決又は否決が明らかになっているため、賛成、反対及び棄権の議決権の数には、本総会当日に出席した株主の一部の議決権の数を加算していない。

- ④ 賛成及び反対の割合は出席した株主の議決権の数に対する割合である。

- ⑤ 棄権の議決権の数には、無効の議決権の数を含まない。

以上